



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

○開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

告示

●東京都告示第千二百二十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

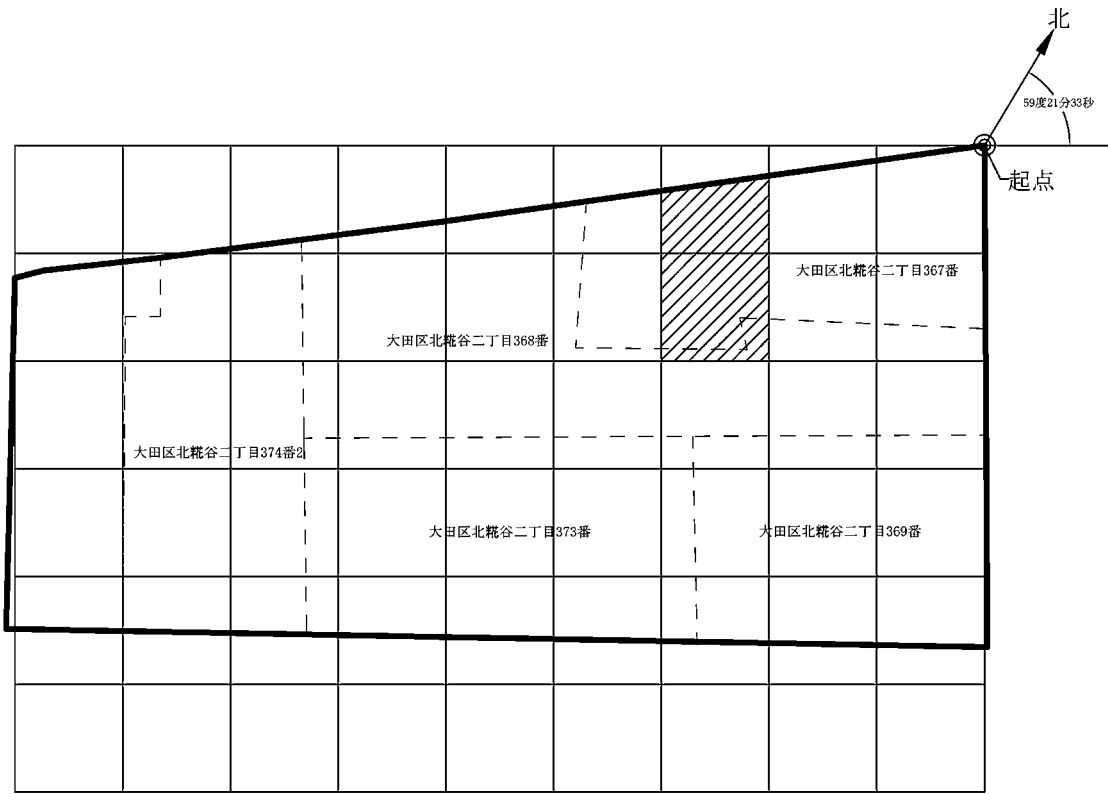
令和四年九月七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区北糀谷二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、大田区北糺谷二丁目367番の最北端とする。

【格子の回転角度（59度21分33秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

	敷地境界		形質変更時要届出区域
	筆境界		単位区画

●東京都告示第千二百二十二号

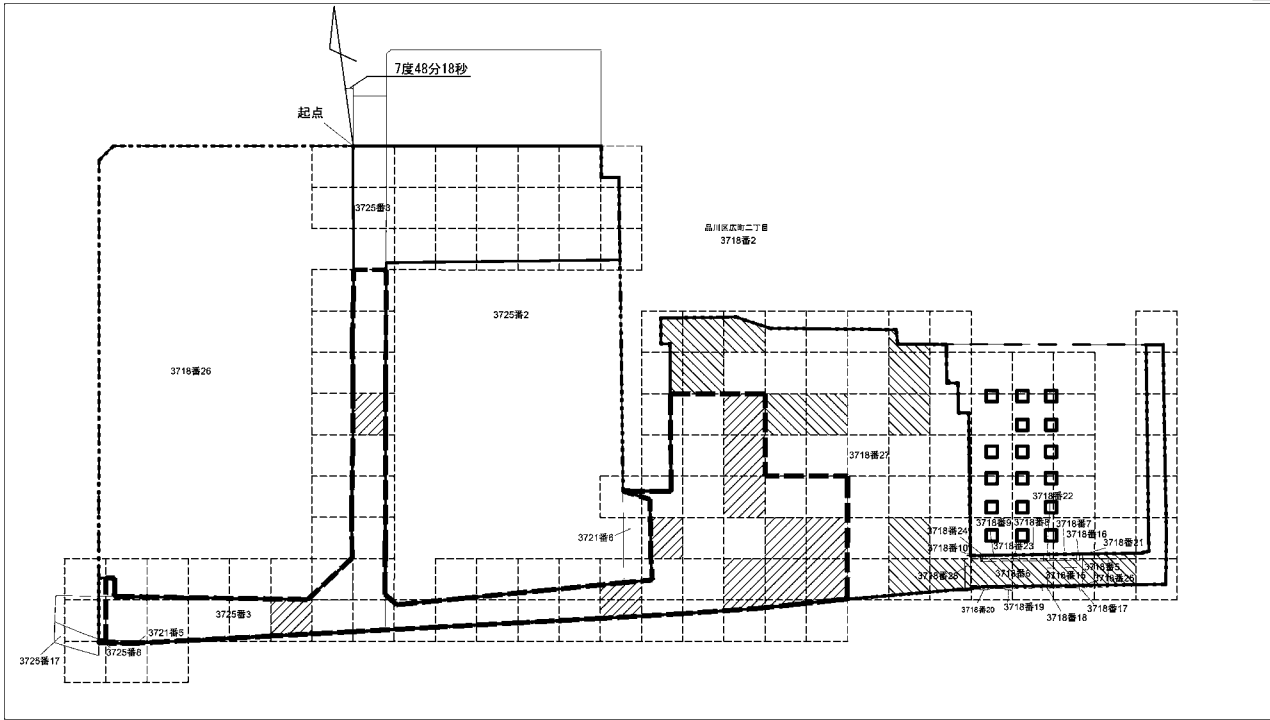
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 筆境界
 - : 敷地境界
 - : 土地の形質の変更範囲
 - : 調査対象地
 - : 今回調査対象地
 - : 単位区画
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第795号により指定した区域)

【起点】
 起点の位置はX=-43386.074, Y=-9092.850とする。(調査対象地の最北端とする。)
 座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（7度48分18秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年九月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

国分寺市光町三丁目二十六番 杉並区阿佐谷南三丁目三十四、同番四十六及び同番五 五番二十一号
 株式会社細田工務店
 代表取締役 野村孝一郎

昭島市田中町一丁目二千三百 昭島市田中町二丁目五番十 三十八番一 九号
 井上 光市

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

